

# ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第19号 発行日：平成28年3月25日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

同じ漁場でとった同じ魚を毎日一緒に食べていたのに、兄は救済されて、私は救済されない。こんなことが許されていていいのでしょうか。

～熊本訴訟第15回弁論期日後報告集会での被害の訴えより～

3月11日午後2時から、熊本地方裁判所にて、熊本訴訟第15回口頭弁論期日が行われました。弁論に先立ち、午後1時30分から裁判所前にて門前集会が行なわれました。まず、東日本大震災で犠牲になった方々に対して黙祷を行った後、森正直原告団長や寺内大介弁護団事務局長の挨拶があり、社会民主党熊本県連合の今泉克己幹事長から連帯のご挨拶をいただきました。また、第9陣の原告（長島出身）から決意表明がありました。

法廷では、原告から共通診断書の作成経緯に関する書面等を提出し、中島潤史弁護士が内容について簡潔に説明しました。

報告集会では、森正直原告団長が開会挨拶を行い、日本共産党熊本県委員会の日高信也委員長、水俣病闘争支援熊本連絡会議の原田俊郎事務局長から連帯のご挨拶をいただきました。

続いて、宮野河内の原告が被害の訴えを行いました。細かい作業等ができず満足に漁師ができないこと、一緒に漁をおこなっていた兄が救済された一方自分が救済されていないことのおかしさ等の被害を訴えました。

また、園田昭人弁護団長から裁判の報告が行われ、近畿弁護団の福本富男弁護士からは近畿訴訟の報告が行われました。東京弁護団の柳沢尚武弁護士も東京から駆けつけました。



【写真】熊本訴訟第15回弁論期日前の門前集会での黙祷の様子

## 2016新春総決起集会開催！

当初1月24日に行われる予定でしたが、歴史的な大雪により延期となり、2月21日に規模を縮小しての開催となりました。「水俣病公式確認から60年を迎える今～すべての被害者救済と水俣病問題解決を願う声を全国にとどかせよう～」というスローガンのもとに、多くの方々から連帯の挨拶、弁護団や不知火患者会の報告、宮野河内・長島の原告の被害の訴えなどが行われ、一枚岩の団結を皆で作り出して解決していくことを誓いました。